



「ゼロカーボンシティさの」の実現に向けて

次世代自動車 導入促進補助金

※本補助金は、栃木県企業局が運営する水力発電による売電の利益剰余金を活用しています。



電気自動車・燃料電池車 **10万円**

プラグインハイブリッド車 **5万円**

■補助対象者

次の要件をすべて満たす方です。

- ・次世代自動車を自家用として使用する目的で購入し、車検証に記載されている。
- ・車検証の交付時点において、佐野市の住民基本台帳に登録されており、本補助金の交付申請時においても佐野市に住んでいる。
- ・申請しようとする車両について、過去に本補助金の交付を受けていない。
- ・佐野市の全ての市税に滞納がない。
- ・市が進める地球温暖化対策について協力できる。
- ・災害時に、佐野市が要請する、次世代自動車（EV、FCV、PHV）を用いた避難所等への給電に協力できる（自己が被災した場合を除く）。

■補助対象車両

次の要件をすべて満たす車両です。

- ・次世代自動車のうち「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」において導入促進に取り組む3種類（EV・PHV・FCV）の自動車であること。
- ・国のCEV補助金の補助基準に合致する、給電機能を有する四輪車。
※給電機能とは、車にAC100Vコンセントを有するか、外付けの給電装置（V2L）によって、車両の外部へ電源供給が可能であることです。
- ・令和6年4月1日以降に登録された新車（車検証の登録年月日と初度登録年月日が同一であること）。
- ・車検証に記載された車両の所有者住所及び使用者住所並びに使用の本拠の位置が佐野市内であること（自動車ローンなど割賦購入の場合は、使用者住所を所有者住所とみなします）。
- ・市内の販売店で購入された車両。

■お問い合わせ先 佐野市役所5階 気候変動対策課（電話：0283-85-7302）

申請の詳細は裏面へ！

提出書類

以下の**1～8すべて**をご提出ください。

1. 申請書

2. 誓約書兼同意書

※代理の方が来る場合は、あらかじめ申請者本人による署名(または記名・押印)が必要です(記名のみは不可)。

3. 自動車検査証(車検証)の写し

4. 自動車売買契約書の写し

5. 購入代金の領収書の写し(ローン(割賦)払いの場合はその契約書の写し)

※契約金額と清算金額が一致することがわかるように、下取り車に関する金額も込みでの清算の場合はその金額がわかる書類など、必要に応じて補足書類の準備をお願いします。

6. 補助対象車両のカatalogまたは仕様書

7. 保管場所の地図

※保管場所の周辺に目印となる建物等も含んだ地図のご用意をお願いします。

8. 保管場所において、自動車登録番号(ナンバー)が確認できるように撮影した自動車の写真(A4判以下に印刷したもの)

申請方法

以下のいずれかの方法で申請ください。



1. 気候変動対策課窓口(佐野市役所5階)に書類を提出

2. 佐野市公式ホームページから電子申請(右記の二次元コードまたは下記URLから)

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/shimin/kikouhendou/gyomuannai/ondanka/23608.html>

(ホーム>組織一覧>市民生活部>気候変動対策課>業務案内>地球温暖化対策>佐野市次世代自動車導入促進補助金)

よくある質問

Q. 市外の販売店で購入した車両は対象となりますか。

→補助対象外になります。

Q. ハイブリッド車は補助対象になりますか。

→通常のハイブリッド車は補助対象外になります。

Q. 残クレでの購入は対象となりますか。

→契約期間5年以上の残価設定型クレジットでの購入は補助対象とします。

契約期間5年に満たない残価設定型クレジットでの購入は補助対象外です。

Q. リースやサブスクでの所有は対象となりますか。

→補助対象外になります。

Q. ペーパーレスのため、紙のカatalogがありません。

→自動車メーカーのウェブページから対象車両のページや諸元表などを印刷してください。

Q. 災害時の給電協力とはどのようなものですか。

→災害時に市内が停電している状況において、市長の要請により、避難所等まで補助金交付車両を運転していただく、または市職員がお借りして運転し、避難所等運営のための電源を供給いただくことを想定しています。